

1 総 則

1 総 則

1.1 目 的

この給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）は、千葉県水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第6条の2に規定する給水装置の配水管への取付口から量水器までの工事の施行に関し、当該工事に用いる給水管及び給水用具の構造及び材質の基準、工法並びにその他の工事上の条件について定めるものである。

1.2 関係法令等

給水装置工事の施行にあたっては、水道法、水道法施行令、給水条例及び施行規程等の関係法令を遵守しなければならない。